重要事項説明書（第１号訪問事業）

１　事業所の概要

事業所名	緑　の　郷
所 在 地	横浜市青葉区鉄町２０７５番地３
サービス種類・ 事業所指定番号	第１号訪問事業（横浜市訪問介護相当サービス） 第１４７３７０００２７号
管理者・連絡先	松谷　美加　　電話０４５－９０３－８２６１
サービス提供地域	神奈川県横浜市青葉区
併設事業所	居宅介護支援事業　通所介護　短期入所生活介護

２　事業所の職員体制

職　　種	従事するサービスと職務内容	人　　員
管　理　者	事業所の従業者や業務の管理を一元的に行い、当該事業所の従業者に法令及びこの規定を遵守させるために必要な命令を行います	１名 （常勤兼務）
サービス提供責任者	事業所に対する指定訪問介護等の利用申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画等の作成等を行います	２名以上 （常勤兼務）
訪問介護員	指定訪問介護等の提供に当たります	５名以上 （常勤兼務２名以上、非常勤兼務３名以上）

３　業務日及び業務時間とサービス提供日と提供時間

（１）　事業所の業務日および業務時間

祝祭日を含む月曜日～金曜日までの午前９時より午後５時まで

ただし１２月２９日から１月３日までを除きます

（２）　サービス提供日と提供時間

祝祭日を含む月曜日から土曜日までの午前７時から午後８時まで

ただし１２月２９日から１月３日までを除きます

（３）第２項のほか、時間外・休日のサービス提供は相談に応じます

４　サービス内容

（１）　身体介護

①排泄介助　　②食事介助　　③清拭・入浴、身体整容　　④更衣介助

⑤移動・移乗介助　　⑥体位変換　　⑦服薬介助　　⑧通院・外出介助

⑨起床・就寝介助　　⑩自立支援のための見守り的援助

（２）　生活援助

①　住居の掃除・整理整頓　　②洗濯　　③ベッドメイク　　④衣類の整理・被服の補修

⑤一般的な調理・配下膳　　⑥買い物・薬の受け取り

5　サービス利用料及び利用者負担金

（1） 厚生労働大臣が定める基準によるものとし、一か月単位の定額料金となります。当該訪問介護等が法令代理受領サービスであるときは、その一割、二割または三割の額とし、詳細は別途定める料金表のとおりとします
別紙「緑の郷　横浜市訪問介護相当ｻｰﾋﾞｽ料金表」参照

（2） 通常のサービス実施地域（横浜市青葉区）を越える地域に訪問する場合の交通費実費はいただきません。

（3） 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書の内容を説明し、同意を得たうえで利用者に対して交付します。

6　当事業所における基本理念（社会福祉法人緑成会「運営３理念」）

人への思いやりを大切にする福祉サービスを追及します
明るくのびのびとした環境作りに努めます
安心して頼られる組織づくりをめざします

7　職員の資質向上

サービス提供責任者及び訪問介護員の資質向上のための研修を受講します。

① 採用時研修　採用後一か月以内
② 継続研修　　年二回以上

8　秘密保持及び個人情報保護

業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密については、正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。また、職員が退職したあとも秘密を守るよう契約書を交わしています。ただし、利用者の同意を得た場合には、この限りではありません。

9　緊急時等における対応方法

① 訪問介護員等は訪問介護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置行います。
② サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡をします。また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、その完結の日から５年間保存します。
③ 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
④ 緊急時の連絡先については、日中と２４時間対応の連絡先をお知らせします。

10　非常災害対策

非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、

定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

11　身体拘束の禁止

原則として、契約者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。 ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に契約者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の契約者の心身の状況並びに緊急やむをえない理由について記録します。

12　虐待防止

事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

①虐待防止のための対策を検討する委員会を年４回の定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
②事業所における虐待防止のための指針を別途定め、従業者に対し虐待の発生と再発防止のための研修を定期的に実施します。
③事業所は次の通り虐待防止検討員会運営責任者を定めます。
　役職：施設長または事業所長（管理者）

虐待が疑われる場合は、ただちに管理者等担当者および地域包括支援センターに報告し、地域包括支援センターによる事実確認への協力を行います。虐待が確認された場合は、被虐待者の安全確保と心理的サポートを最優先に行い、必要に応じ追加の医療介護サービスの提供に協力します。養護者による虐待の場合、適切な支援を検討します。職員による虐待の場合、厳正に対処します。

13　ハラスメント対策について

（１）事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します
（２）利用者およびその家族が事業所の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為については、事実確認の上改善を求め、それでも解消されない場合は契約を解除する場合があります
（３）上記により契約を解除する場合、事業者は居宅介護支援事業所または保険者である区市町村と連絡を取り、利用者の心身の状況その他の状況に応じて、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を講じます

14　重要事項の閲覧について

この重要事項については、ホームページ及び事業所受付にて閲覧できます。

15　相談窓口、苦情対応

当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

電話・ＦＡＸ	電話０４５（９０３）８５００　ＦＡＸ０４５（９０３）８２６４
担 当 者	石井　竜也
そ の 他	相談、苦情については担当者、管理者及び職員が対応します。 不在の場合でも対応したものが必ず「日誌」等に記載し、担当者、管理者に引き継ぎます。

公的機関においても、以下の窓口で苦情申出等ができます。

市町村介護保険相談窓口 青葉区福祉保健センター 高齢・障害支援課	所　在　地　横浜市青葉区市ヶ尾町３１番地４ 電 話 番 号　０４５（９７８）２４７９ ＦＡＸ番号　０４５（９７８）２４２７ 受 付 時 間　月曜日から金曜日（午前９時～午後５時）
はまふくコール （介護事業所等に関するご相談）	電 話 番 号　０４５（２６３）８０８４ 受 付 時 間　月曜日から金曜日（午前９時～午後５時）
横浜市福祉調整委員会	所在地　横浜市中区本町６丁目５０番地１０ 電話番号　０４５（６７１）４０４５ FAX番号　０４５（６８１）５４５７
神奈川県国民健康保険団体連合会（国保連）	所　在　地　横浜市西区楠木町２７番地１ 電 話 番 号　０４５（３２９）３４４７ 受 付 時 間　月曜日から金曜日（午前９時～午後５時）

16 当法人の概要

代 表 者 名	理事長　田中　實
所在地・電話	神奈川県横浜市青葉区鉄町２０７５番地３ ０４５－９０３－８５００
法 人 の 名 称	社会福祉法人　緑成会
事業の概要	介護保険事業 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 短期入所生活介護事業（ショートステイ） 介護予防短期入所生活介護事業（介護予防ショートステイ） 通所介護事業（デイサービス） 介護予防通所介護事業（介護予防デイサービス） 訪問介護事業（ホームヘルプ） 介護予防訪問介護（介護予防ホームヘルプ） 居宅介護支援事業 介護予防支援事業 横浜市受託事業 地域包括支援センター 地域活動交流事業 サービス付き高齢者向け住宅

	障がい福祉サービス事業
事業所数	６事業所

17　第三者評価

第三者評価は現在受けていません

【説明確認欄】サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明し交付しました。

令和　　年　　月　　日

事業者　　所在地　横浜市青葉区鉄町２０７５－３
名称　社会福祉法人　緑成会

説明者　　㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、第１号訪問事業（横浜市訪問介護相当サービス）の提供開始に同意し、交付を受けました。

令和　　年　　月　　日

利用者　　氏名　　㊞

代理人　　氏名　　㊞
（利用者本人との関係　　）